

大村市告示第103号

大村市衛星通信機器設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月25日

大村市長 園田裕史

大村市衛星通信機器設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、インターネットに接続できない地域における市民の利便性の向上を図るため、予算の定めるところにより、衛星通信機器を設置する者に対し、大村市衛星通信機器設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大村市補助金等交付規則（昭和42年大村市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「衛星通信機器」とは、人工衛星との通信によりインターネットへの接続を可能とする設備であつて、当該人工衛星からの通信を受信するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) インターネットに接続できない地域として市長が認める地域に住所を有する者
(法人を除く。)

(2) 衛星通信機器を設置した者

(3) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次条及び第6条において「補助対象経費」という。）は、衛星通信機器の購入費及び設置費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に5分の4を乗じて得た額（当該額に

1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) とし、176, 000円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一の者につき1回限りとする。

(申請の手続)

第6条 規則第5条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書兼請求書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し

(2) 衛星通信機器を設置したことが確認できる写真

(3) 市税の滞納がないことを証明する書類(市税の納付状況を確認されることの同意がある場合を除く。)

2 前項の申請書兼請求書の提出期限は、衛星通信機器の設置が完了した日から20日を経過する日又は補助金の交付を受けようとする年度の末日のいずれか早い日までとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第8条 規則第23条ただし書に規定する期間は、衛星通信機器の設置が完了した日から5年間とする。

(手続の省略)

第9条 規則第24条の規定により、規則第8条の規定による補助金の交付決定の通知、規則第15条第1項の規定による実績報告書の提出及び規則第16条の規定による補助金の額の確定の手続は、省略するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。